

# 寮生心得

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校 立志寮及び海風寮(以下「本校寮」という。)を利用する生徒(以下「寮生」という。)は、共同生活を通じて規則と責任を重んじ、親和・協調の精神を身につけるように心がけ、明るく有意義な寮生活を送るため、次の事項を遵守しなければならない。

## 1 日常生活について

- (1) 常に高い目標に向かって学業や各専門分野に励む。
- (2) 自分自身の行動に自覚と責任を持ち、自主的で規律ある共同生活を送る。
- (3) 良好な生活環境を保ち、将来において社会に役立つ人間となるための資質を養う。

## 2 共同生活のルール

- (1) 寮の日課表に従い規則正しい生活を送るように心掛ける。
- (2) 自己の健康管理に努め、体調に異変がある場合は寮職員にすみやかに申し出る。
- (3) 居室は常に整理整頓し、寮内の清掃にも努め、清潔な環境を保つよう心掛ける。
- (4) 居室では、同室の寮生に十分配慮した生活を送るように心掛ける。
- (5) 他室への訪問は禁止とする。また、他室に宿泊してはならない。
- (6) 私物や金品は自己管理を心掛け、高価な物品や多額の金銭は持ち込まない。
- (7) 施設設備の使用については、寮内の使い方に則り、丁寧に取扱わなくてはならない。
- (8) 寮内での服装は寝巻・下着姿以外であれば自由であるが、端正で派手でないものとする。また、常に清潔なものを着用する。
- (9) 飲酒・喫煙・薬物乱用等、法律に違反する行為や中高生にふさわしくない行動は厳禁とする。

## 3 日課に関する注意点

- (1) 点呼について
  - ① 点呼は原則として全員出席とし、食堂において朝夕に行う。
  - ② 体調不良等を理由に点呼を欠席する場合は、寮職員に自己の健康状態を報告する。
- (2) 食事について
  - ① 食事時間を守り、特別の事情がない限り全員が毎食、食べること。
  - ② 偏食せず、食事は残さずに食べるように努力する。
  - ③ やむを得ず欠食する場合は、欠食届を提出すること。
- (3) 学習について
  - ① 学習時間中は全員、自主的・計画的に学習する。
  - ② 消灯時間を過ぎて学習を行う場合は、寮職員に申し出て許可を受けた場合に限り、所定の場所での学習を認める。
- (4) 門限について
  - ① 門限は中学生18時00分、高校生20時00分とし、夜間の外出は禁止する。

## 4 保健衛生について

- (1) 身体は常に清潔に保ち、自己の健康管理に努める。
- (2) 病院等での受診が必要な場合は、寮職員に申し出てから病院へ行き、体調回復が思わしくない場合は自宅等へ帰宅し静養する。
- (3) 虫歯、長期通院を要する疾病、特に伝染性の疾病は早期に治療する。
- (4) アレルギー等の特別な対応を必要とする体質、持病のある者は、あらかじめ届け出るとともに、医師の指導を受け、日常使用の薬品があれば持参する。

## 5 防災について

- (1) 火災予防には細心の注意を払い、避難方法・経路については定期的に確認する。
- (2) 消火器・火災報知器等、非常時に使用するものには、みだりに手を触れない。
- (3) 避難をする事態が発生した場合には、寮職員の指示に従うこと。

## 6 外出について

- (1) 外出する場合は、寮職員に申し出て、外出簿に必要事項を記入する。
- (2) 外出中に事故があった場合は、すみやかに本校寮又は学校に連絡する。

## 7 帰省・外泊について

- (1) 原則として、帰省及び宿泊を伴う大会・遠征等による外泊以外の外泊は認めない。ただし、保護者同伴の外泊についてはこの限りでない。
- (2) 帰省する場合は、事前に保護者から本校寮へ帰省の旨を連絡すること。
- (3) 寮生は、「帰省・外泊届」を寮職員に提出し確認を受ける。その後、届け出は学級担任へ提出となる。
- (4) 帰省中に事故があった場合には、すみやかに本校寮又は学校に連絡する。

## 8 物品・金銭の取り扱いについて

- (1) 本校寮の設備・備品は大切にし、汚損・破損した場合は寮職員に申し出る。情状により弁償させる場合もある。
- (2) 金銭類は、貴重品ロッカーを利用するなどして、それぞれの責任で管理する。
- (3) 寮生間での金銭・物品の貸し借りは禁止する。

## 9 物品持込みについて

### (1) 持参する物

- ① 学用品一式
- ② 健康保険証
- ③ 医療費受給資格証
- ④ 体温計
- ⑤ 洗面・風呂・洗濯用具(タオル、歯ブラシ・歯磨き粉、シャンプー・リンス、ドライヤー、洗濯用洗剤、洗濯カゴ等)
- ⑥ 寝具類一式 ※寮にはマットレスがある。
- ⑦ 衣類(華美でないもの)
- ⑧ その他寮生活に必要な物(スリッパ、常備薬、爪切り、洗濯バサミ、傘等)

※持参する物には必ず記名すること。

※持参物の紛失や破損については基本的に自己責任となるため自己管理に努めること。

### (2) 持参を禁止する物

- ① 電気器具等(炊事用具、テレビ、冷蔵庫、携帯ゲーム機等)
- ② 火気及び高熱を発生する物(ライター、マッチ、アイロン、暖房器具、電気ポット、電熱器等)
- ③ 人を傷つけるおそれのある物(ナイフ、包丁等)
- ④ 中学生・高校生としてふさわしくない遊具(モデルガン、花札、麻雀等)
- ⑤ 寮生活に不必要な物(高価な物など判断に迷う場合は問い合わせること)

※違反した場合は没収する。

## 10 その他

### (1) 面会について

- ① 面会は20時00分までとする。
- ② 面会者が来訪する場合、寮職員に申し出て、来訪者名簿に記入する。
- ③ 面会は所定の場所のみを使用することとし、面会者の所定の場所以外への立ち入りを禁ずる。
- ④ 保護者の各室への出入りは、原則として入退寮時のみとする。

### (2) アルバイトについて

寮生の授業日におけるアルバイトは認めない。また、家庭事情により学校休業日にアルバイトをする場合は、本校所定の手続きを行い、許可を得なければならない。ただし、寮の日課に支障のない範囲で行うこととする。

## 日課表

起床・洗面	6 : 15
点呼	6 : 25
朝食	6 : 30 ~ 8 : 00
登校	~ 8 : 20
昼食	12 : 00 ~ 13 : 30 ※学校休業日
入浴	17 : 00 ~ 20 : 50
夕食	18 : 30 ~ 20 : 00
玄関施錠	20 : 00
学習時間	20 : 00 ~ 20 : 50
点呼	~ 21 : 00
清掃	21 : 00 ~
消灯	22 : 00